

真狩村社会福祉協議会より

真狩村除雪介護サービス事業のお知らせについて

<該当対象者要件>

- ① 真狩村に住所を有し、冬期間の除排雪が困難危険な概ね 70 歳以上の老人世帯等で住民税が非課税であり、かつ世帯総収入が（障害年金や遺族年金含む）120 万円以下の世帯を対象とする。ただし総収入額の算出には、事業所得等（農業所得・不動産所得など）がある場合は、その所得額を合算し、マイナスの場合は合算しないものとする。
- ② 対象者区分は、真狩町内、錦町内及び社市街地に居住する者とそれ以外の居住区に住む者に区分し、地区の対象者は、既に冬季個人道路除雪燃料費補助金の受給者のうち、自己での除雪作業が困難になり、請負により除雪作業を依頼しなければならない世帯とする。

<事業内容>

老人世帯等で本事業のサービスを受けようとする者は、除雪介護サービス申出書を社会福祉協議会へ提出し、本事業の決定となった対象者は、除排雪費用の支払いが完了した場合は、その領収書を添付し社会福祉協議会へ除雪介護費支給申請書を提出し、領収書の 7 割（限度上限あり）を除雪介護サービス費として助成をします。

《 除雪介護サービス費の支給限度額表 》			
除雪区分	対象地区	補助基準額×支給割合額	支給限度上限額
生活路確保 （玄関シーズン）	市街地	(ｼｰｽﾞﾝ)50,000 円/年×70%	(ｼｰｽﾞﾝ)35,000 円
	地区	(ｼｰｽﾞﾝ)120,000 円/年×70%	(ｼｰｽﾞﾝ)84,000 円
	生活保護者	市街地(ｼｰｽﾞﾝ)50,000 円/年×70% 地区(ｼｰｽﾞﾝ)120,000 円/年×70%	(ｼｰｽﾞﾝ)105,000 円
積雪による遮光対策 （窓辺及び裏口） （1 時間あたり）	市街地	大型機械 (1 時間)7,000 円×50%	(1 時間)3,500 円
		中型機械 (1 時間)4,000 円×50%	(1 時間)2,000 円
		手作業 (1 時間)2,000 円×50%	(1 時間)1,000 円

※社協では除雪業者の紹介はできませんが、業者などへの除雪依頼や金額の支払いについての仲介はしませんので、対象者個人でお願いします。

<申し込み方法>

- ① 申込期日 平成 29 年 11 月 3 日（金）まで
- ② 必要書類 ○除雪介護サービス申出書（社協窓口にあります）
○除雪を依頼する業者等からの見積書や請求書
○収入状況の確認できる物（年金振込通知書 等）
○村民税・道民税所得課税証明書（役場で取得できます）
- ③ 申込場所 真狩村社会福祉協議会（電話：45-3105）

<事業該当の決定>

村住民課、民生委員協議会等と協議のうえ、事業該当の決定を 11 月中旬までにご連絡致します。

<事業実施期間 : 平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 26 日 >